

特別休暇について



特別休暇とは？

- 特別の事由により職員が勤務しないことが相当として、人事委員会で定める日または時間である

特別休暇について

- 1、地震水害火災その他の災害又は交通機関の事故等による職員の著しい出勤困難
- 2、地震水害火災その他の災害又は交通機関の事故等の際の職員の退勤途上における身体の危険回避
- 3、地震水害火災その他の災害による職員の現住居の滅失又は損壊等
- 4、裁判員証人鑑定人参考人等として国会裁判所地方公共団体の議会その他官公署への出頭
- 5、選挙権その他公民としての権利行利
- 6、地方公務員法第42条の規程によりあらかじめ計画された能力増進計画の実施（夏期特別休暇・永年勤続休暇）
- 7、女性職員の生理
- 8、職員の結婚
- 9、妊娠障害
- 10、妊産婦の健康診断
- 11、妊婦の通勤緩和
- 12、職員の分娩（産前休暇・産後休暇）
- 13、男性職員の育児参加
- 14、配偶者の出産
- 15、育児
- 16、看護
- 17、短期の介護
- 18、骨髄又は末梢血幹細胞の提供
- 19、社会に貢献する活動
- 20、父母・配偶者及び子の祭日
- 21、忌引

地震水害火災その他
他の災害又は交通
機関の事故等による
職員の仕事しい出勤
困難

どんなとぎに取れるの？

- 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等の職員の責によらない原因によって、出勤が著しく困難であると認められる場合
- 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」による交通の制限又は遮断の措置が公的行政機関によって講ぜられた場合

どんなとぎに取れるの？

- 自家用車による出勤の場合で、信号機の故障等が原因の渋滞や、職員の責に帰さない追突等の事故により、勤務時間開始までに出勤し得なかった場合

雨天時等の単なる交通渋滞や職員の過失による事故の場合などは除く

どのくらい取れるの？

- 時間単位で取得
- 出勤を妨げていた原因が解除又は回復されるまでの期間と、その後出勤に要する時間を加えた時間
- ＊ 復旧後すぐに出勤したとしても公署着が勤務時間終了後となる場合は **1日の特別休暇**にできる

15時に復旧、公署着が15時30分の場合

8:15

15:30 16:45

勤務開始～復旧（15:00）～出勤（15:30）まで	勤務
----------------------------	----

※7時間の特別休暇が認められる
（休憩時間45分含む）

15時に復旧したが、15時から16時45分を
年休とし、出勤しなかった場合

8:15

15:00

16:45

勤務開始～復旧（15:00）まで	年休
------------------	----

※1日の年休となる

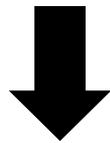
夏期特別休暇

- 「地方公務員法第42条の規定による能率増進計画の実施」のための特別休暇の1つ
- 7月1日から9月30日までの間に5日間



取得できる単位は？

- 1日又は4時間

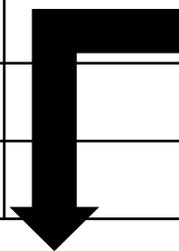


始業時刻から連続して4時間
終業時刻まで連続して4時間

*ただし、残日数が4時間未満の場合は
分単位ですべて取得できる

5日間の夏期特別休暇を 4時間ずつ取得すると…

	取得時間	残日数（時間）
1回目	4時間	4日3時間45分
2回目	4時間	3日7時間30分
3回目	4時間	3日3時間30分
4回目	4時間	2日7時間15分
5回目	4時間	2日3時間15分
6回目	4時間	1日7時間00分
7回目	4時間	1日3時間00分
8回目	4時間	0日6時間45分
9回目	4時間	0日2時間45分
10回目	2時間45分	0



**この時点から1日での取得はできません。
4時間未満の端数ではないので、6時間45分での取得もできません。**

☆おすすめ☆

- 4時間単位で夏期特別休暇を取得すると残日数の計算も休暇の取り方も複雑になるので、できるだけ1日単位で取得すると良いと思います。

連続して取得し、リフレッシュしてみ
てはいかがでしょうか？



夏期特別休暇って誰でも5日間？

夏期特別休暇の付与日数が
変わる場合があります



…それってどういうとき??

臨時的任用職員の場合・・・

- 7月1日から9月30日までの3ヶ月間における任用期間に応じて付与日数が決まる。

任用期間	1日 ～ 4日	5日 ～ 13日	14日 ～ 22日	23日 ～ 31日	32日 ～ 40日	41日 ～ 49日	50日 ～ 58日	59日 ～ 67日	68日 ～ 76日	77日 ～ 85日	86日 以上
付与日数	0	4:00	1日	1日 4:00	2日	2日 4:00	3日	3日 4:00	4日	4日 4:00	5日

実施期間中に 勤務していない期間がある場合…

① 中途採用者

8月1日採用 → 3日4時間

9月1日採用 → 2日

② 育児休業、看護欠勤、病気休暇等から復帰 した職員

7月中復帰 → 5日

8月中復帰 → 3日4時間

9月中復帰 → 2日

実施期間中に 勤務していない期間がある場合…

③育児休業、看護欠勤、病気休暇等により
一定期間勤務しない職員

1月未満 → 5日

1月以上2月未満 → 3日4時間

2月以上3月未満 → 2日

*事前に長期入院が予定されている場合を
含む

実施期間中に 勤務していない期間がある場合…

- ④病休の期間が6月30日以前から継続して7月1日以降も続いている場合、病休の中断を目的として夏期特別休暇を与えることはできない

復帰した時点で②を適用



記入例

特別休暇承認簿 病気休暇

期間	採用年月日	職名	氏名
平成〇×年 1月から 平成〇×年 12月まで	(昭和) 〇〇・4・1 平成	〇〇	〇〇 〇〇

処理・承認 処承 承認 権理者	専 決 者	期間	種類及び日数(時数)			事由	届・願 印	出照 勤合 簿印
			有給		無給			
			病気	特別				
		自 月 日 : 至 月 日 :	日 時 .	日 時				
(印)		自 7月23日 8:15 至 7月25日 12:15	.	2日4:00	夏期特別休暇	(印)	(印)	

- 休暇承認簿の事由欄

☆ 県費教職員 夏期特別休暇

☆ 町職員 夏季特別休暇

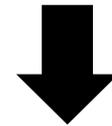
永年勤続休暇

- 夏期特別休暇と同じく「地方公務員法第42条の規定による能率増進計画の実施」のための特別休暇の1つ
いわゆる『リフレッシュ休暇』



どのくらい取れるの？

- 40歳、50歳の誕生日の属する一暦年（1月～12月）において取得できる。
 - * 40歳＝連続する3日以内
 - * 50歳＝連続する5日以内

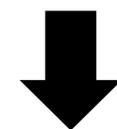


5日連続して休暇を計画することが業務の運営に著しい支障が生じると所属長が認める場合は、2日以内と3日以内に分けて取得も可（教員に限る）

どのくらい取れるの？

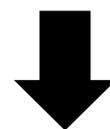
- 週休日、休日は日数に算定しない
例) 40歳の場合

木	金	土	日	月	火	水	木
勤務	永年勤続休暇	週休日	週休日	永年勤続休暇	永年勤続休暇	勤務	勤務



1日

+



2日

=

3日

☆知っていますか？☆

- 1日単位での取得
(7時間45分未満でも1日と数える)
- 対象となる年に1日も取得できなかった場合、翌年に限り取得できる



町職員の場合

「職員が心身の健康の維持及び増進又は自己啓発のため勤務しないことが相当であると認められる場合」

- 各在職年数に達した日後1年以内に連続する日数の範囲内

（週休日、休日及び代休日を除く）

在職年数 10年 3日

在職年数 20年 4日

在職年数 30年 5日



看護

看護の対象	取得可能日数	
ア、小学校就学の始期に達するまでの子	暦年につき5日（該当する子が2人以上の場合は10日）を超えない範囲内	<ul style="list-style-type: none">• 他に看護可能な家族がいる場合であっても可• 予防接種又は健康診断を受けさせることも可

看護

看護の対象	取得可能日数	
ア、小学校就学の始期に達するまでの子	暦年につき5日（該当する子が2人以上の場合は10日）を超えない範囲内	<ul style="list-style-type: none">• 他に看護可能な家族がいる場合であっても可• 予防接種又は健康診断を受けさせることも可
イ、職員の配偶者、父母、子（小学校就学前の子を除く）、祖父母、孫、兄弟姉妹	暦年につき5日を超えない範囲内	<ul style="list-style-type: none">• 職員以外に看護者がいないと認められる場合

看護

看護の対象	取得可能日数	
ア、小学校就学の始期に達するまでの子	暦年につき5日（該当する子が2人以上の場合は10日）を超えない範囲内	<ul style="list-style-type: none">• 他に看護可能な家族がいる場合であっても可• 予防接種又は健康診断を受けさせることも可
イ、職員の配偶者、父母、子（小学校就学前の子を除く）、祖父母、孫、兄弟姉妹	暦年につき5日を超えない範囲内	<ul style="list-style-type: none">• 職員以外に看護者がいないと認められる場合
ウ、職員の中学校就学の始期に達するまでの子（暦年につき定められた期間の全てについて承認を受けた後）	暦年につき2日を超えない範囲内	

記入例

特別 届
病 気 休 暇 承 認 簿

看護休暇及び短期介護休暇取得の際には、
管理簿にも記入する。

期 間	採用年月日	職 名	〇〇 〇〇
-----	-------	-----	-------

別記 第1号様式

看護休暇管理簿(平成 ●年)

記載例

所 属	職 名	氏 名
平成●年1月1日 平成●年4月1日 ●●小学校 ▲▲小学校	年月日 教諭	高知 太郎

○子の状況

氏 名	続柄	生年月日	年 齢	備 考
高知 一子	長女	●年1月 4 日	12歳	4月1日から中学校就学
高知 二子	二女	●年5月 5 日	6歳	4月1日から小学校就学
高知 一郎	長男	●年5月 6 日	3歳	
高知 二郎	二男	●年8月 1 日	0歳	8月1日出生
		年 月 日		
		年 月 日		

注) 出生や小学校就学の始期に達するなど適宜加筆修正をすること。

○付与日数

休暇取得種別	変更日	子の数	付与日数	変更理由	備 考
ア 小学校就学の始期に達するまでの子に係る分	1月 1日	2人	10日		
	4月 1日	1人	5日	二女小学校就学	
	8月 1日	2人	10日	二男出生	
	月 日	人	日		
ウ 中学校就学の始期に達するまでの子に係る分	1月 1日	3人	2日		
	4月 1日	2人	2日		
	8月 1日	3人	2日		
	月 日	人	日		

○休暇取得期間等

被看護者、休暇取得期間 等			休暇取得種別				備 考	確認者 印(印 又はサ イン)			
被看護者名	続柄	休暇取得期間	取得日 (時間)数	休暇 取得 種別 (ア~ウ)	付与日 数	残日(時間)数	付与日 数	残日(時間)数	付与日 数	残日(時間)数	
			(D)	(A)~(D) アの合計	(B)	(B)~(D) のイの合計	(C)	(C)~(D) のウの合計			
高知 一郎	長男	1月 8日 時 分から 1月 9日 時 分まで	2日 時間 分	ア	10日	8日 時間 分	日	日 時間 分	日	日 時間 分	土佐

給	事 由	届・願 印	出照 勤合 簿印
	看護休暇 (長男発熱の 看護のため)	印	印
	看護休暇 (義父入院の 付き添いのため)	印	印

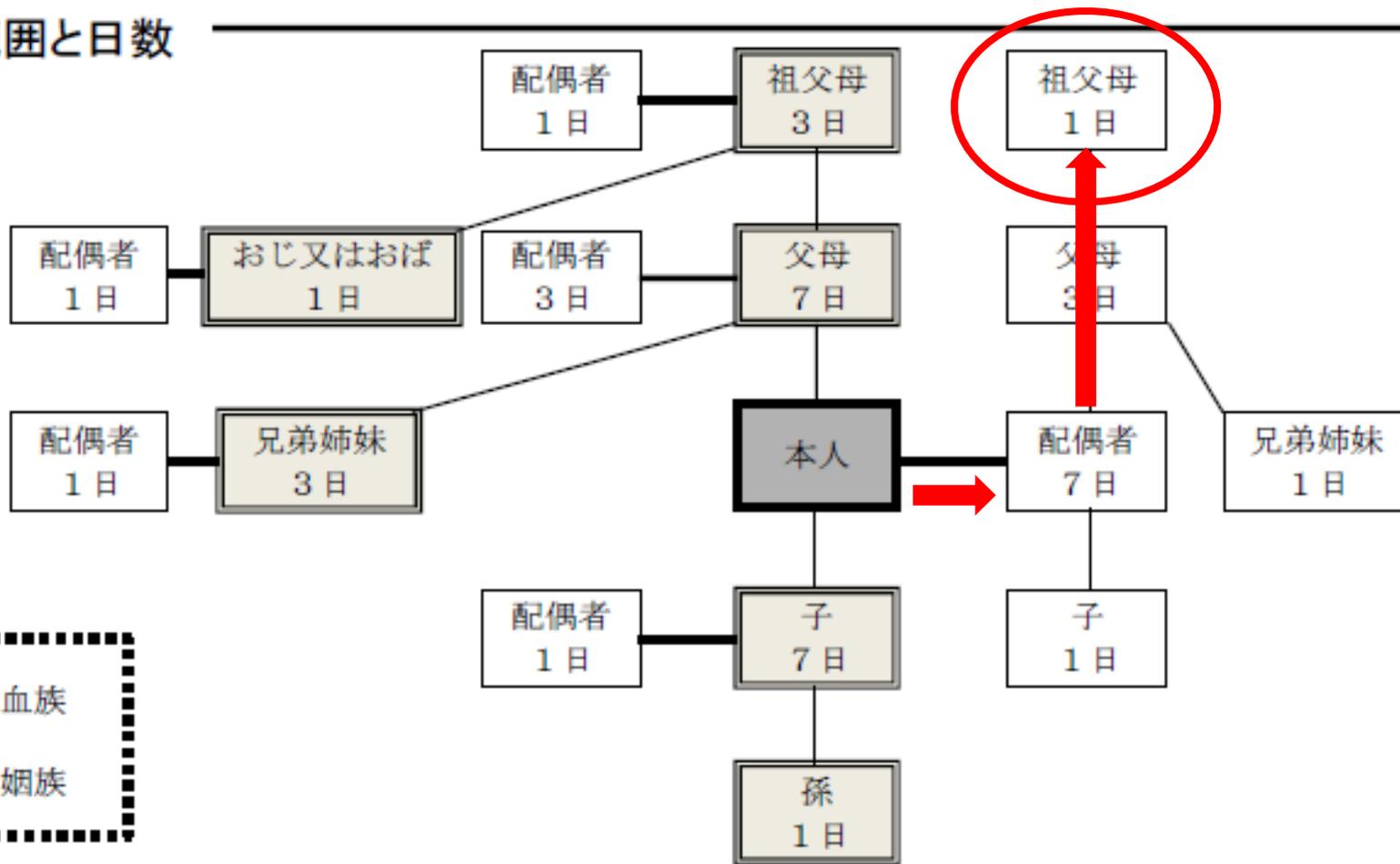
忌引

- 期間内において必要と認める期間

死亡した者		日数
配偶者		7
血 族	父母	7
	子	7
	祖父母	3
	孫	1
	兄弟姉妹	3
	おじ又はおば	1

姻 族	配偶者の父母 又は父母 の配偶者	3
	配偶者の子又 は子の配偶者	1
	配偶者の祖父 母又は祖父 母の配偶者	1
	配偶者の兄弟 姉妹又は兄 弟姉妹の配 偶者	1
	おじ又はお ばの配偶者	1

忌引の範囲と日数



注意事項

- 7時間45分未満でも1日
- 取得後、速やかに「忌引休暇取得状況報告書」を学校長に提出するとともに会葬の礼状等死亡を確認できる書類を添付する
(葬儀又は通夜へ管理職が参加することで事実を確認した場合は確認書類の掲示は必要ない)

注意事項

- 職員が申請した日から数え始める
- 休み始めた日から期間内であれば出勤してまた休むことも可
- 葬祭のため遠隔地（片道6時間以上）へ行く場合には、実際に要した往復日数を加算することができる

注意事項

- 忌引の期間中に週休日、休日及び代休日が含まれていた場合においても日数または期間の延長は行わない

例) 祖父の忌引 (3日取得可)

水	木	金	土	日	月
祖父死亡	休暇申請 (忌引)	(忌引)	週休日 (忌引)	週休日	(又は年休) 勤務

- 生計を一にする姻族は血族に準ずる

● 正規町職員

親族	日数
配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。以下同じ。)	10日
父母	7日
子	5日
祖父母	3日(職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあっては、7日)
孫	1日
兄弟姉妹	3日
おじ又はおば	1日(職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあっては、7日)
父母の配偶者又は配偶者の父母	3日(職員と生計を一にしていた場合にあっては、7日)
子の配偶者又は配偶者の子	1日(職員と生計を一にしていた場合にあっては、5日)
祖父母の配偶者又は配偶者の祖父母	1日(職員と生計を一にしていた場合にあっては、3日)
兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹	
おじ又はおばの配偶者及び配偶者のおじ、おば並びに甥、姪	1日

● 臨時町職員

親族	日数
配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。以下同じ。)	5日
父母	5日
子	5日
祖父母	1日(臨時職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあっては、5日)
孫	1日
兄弟姉妹	1日
おじ又はおば	1日(臨時職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあっては、5日)
父母の配偶者又は配偶者の父母	1日(職員と生計を一にしていた場合にあっては、3日)

父母・配偶者及び子の祭日

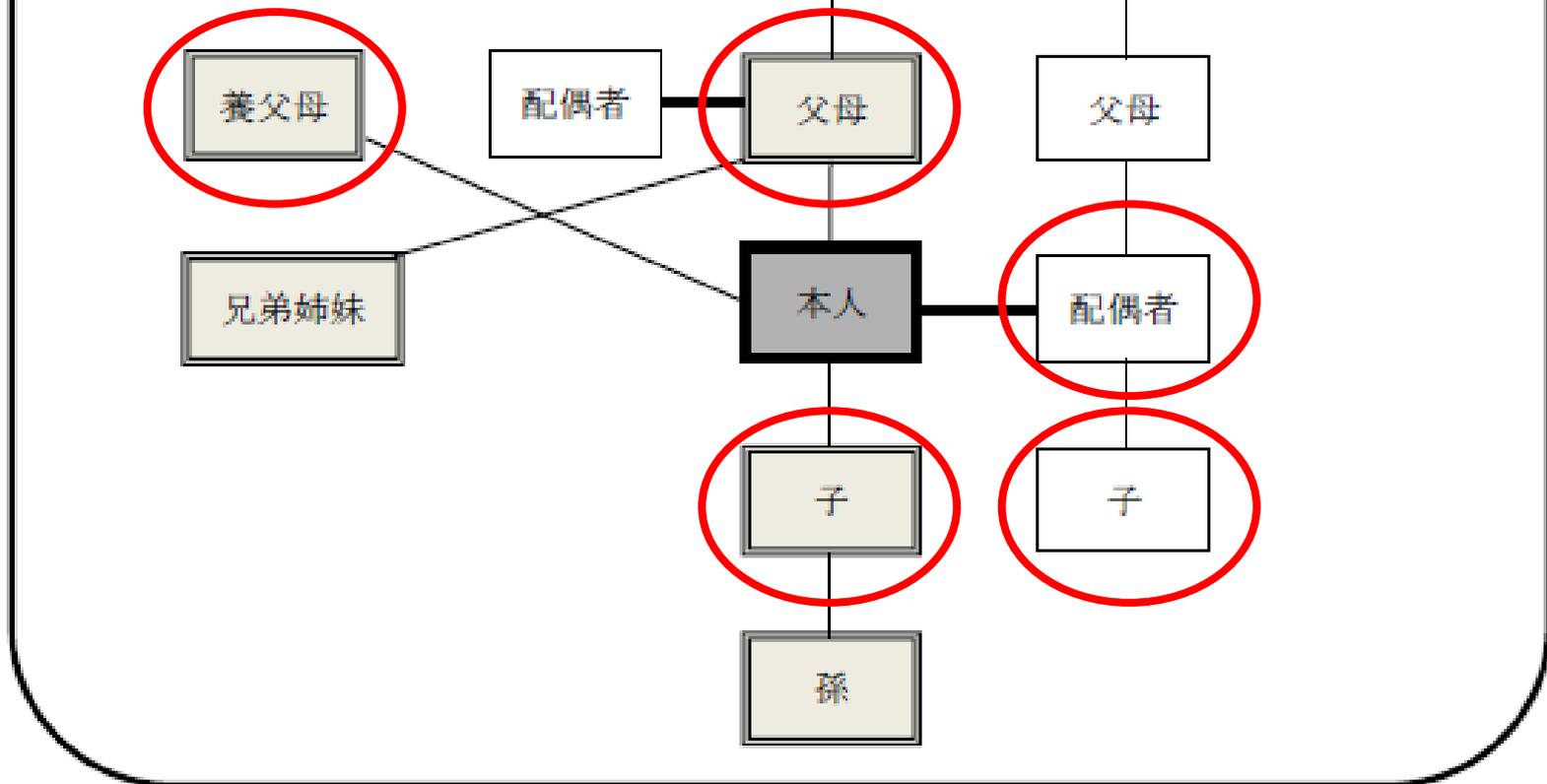
- そのつと必要と認める場合において、
1日（7時間45分未満でも1日と数える）
往復移動日は加算できない
- 祭日の当日のみ取得できる
- 休暇承認簿に「祭日休暇添付書類」を添付して学校長の承認を受ける

父母・配偶者及び子の祭日

仏	教
49日	(命日を入れて49日目)
1周忌	(満1年目の命日)
3回忌	(満2年目の命日)
7回忌	(満6年目の命日)
13回忌	(満12年目の命日)

神	教
10日祭	(命日を入れて10日目)
50日祭	(命日を入れて50日目)
1年祭	(満1年目の命日)
3年祭	(満2年目の命日)
5年祭	(満4年目の命日)
10年祭	(満9年目の命日)
キリスト教	
特定の祭日はない	

祭日の範囲



- 「父母」については、実父母及び養父母を対象とし、配偶者の父母及び父母の配偶者は対象外

詳しい内容は…

- 四万十町学校事務の手引HP
「学校事務の手引→休暇」に掲載

四万十町学校事務の手引き 053776の訪問者です

MENU

- 学校事務の手引き
- 事例別事務処理
- 規則の改正
- 共済組合・互助会様式集
- 様式集
- スモールステップ
- いたれりつくせり
- 掲示板
- LINK
- HELP
- ICTサポート通信

四万十町
学校事務の
手引き

四万十町学校事務の手引き

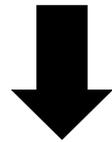
1 財務
1 学校予算
2 学校預かり金
3 備品管理
4 施設管理
2 文書
1 文書
文書分類表
2 文書規程
3 人事
1 給与・諸手当
2 福利厚生
4 服務
1 服務
2 学校外勤務
3 休暇

Q.通勤中、凍結で滑り事故を起こしてしまいました。すぐに出勤できそうにありませんが、災害なので特別休暇をもらえますか？



A. もらえません。

- 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等による職員の著しい出勤困難



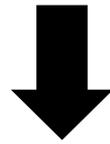
雨天時等の単なる交通渋滞や職員の過失が認められる場合などは除く

Q.夏休みの勤務中、私用ができたので10時15分に退出し14時45分に勤務に戻りました。夏期特別休暇が1日残っているのですが、その中から休暇を取得したいのですが、可能ですか？



A.できません。

- 夏期特別休暇の取得単位
1日又は4時間



始業時刻から連続して4時間
終業時刻まで連続して4時間

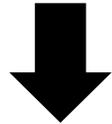
10時15分～12時45分
= 4時間

Q.今年50歳になる教員です。
永年勤続休暇を年内は2日間
しか取得できそうにないので
残り3日間を来年1月に取得
してもいいですか？



A. できません。

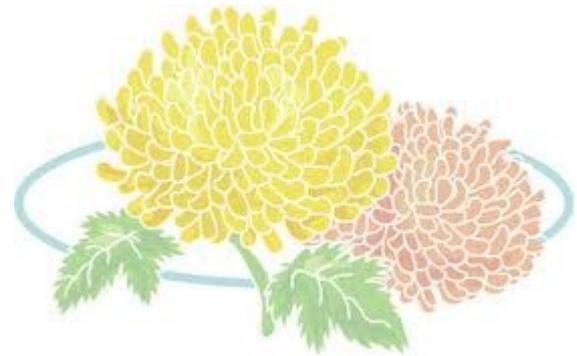
- 50歳の誕生日の属する一暦年に連続する5日以内



5日連続して休暇を計画することが業務の運営に著しい支障が生じると所属長が認める場合は、2日以内と3日以内に分けて取得も可（教員に限る）

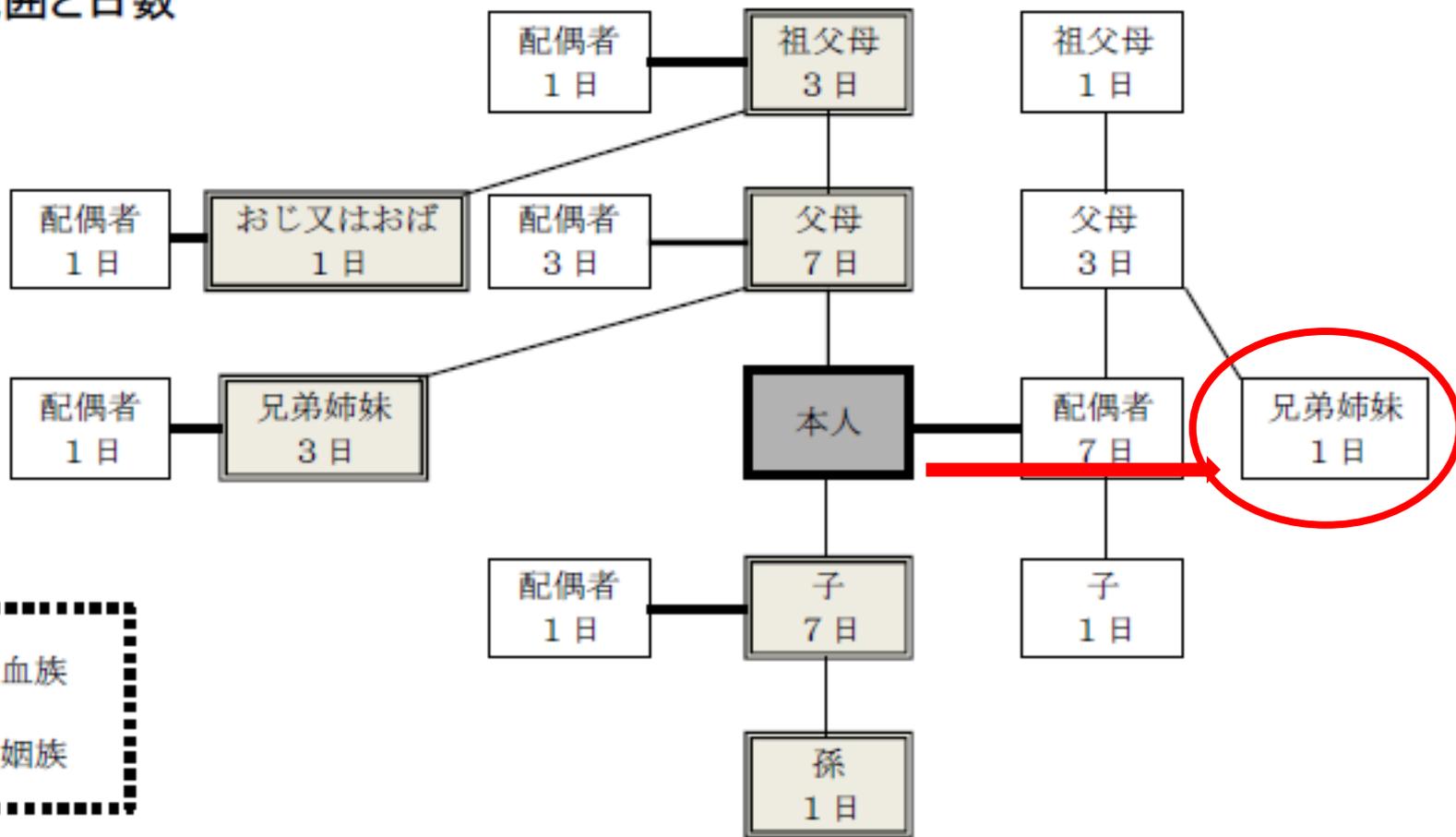
- 対象となる年に1日も取得できなかった場合、翌年に限り取得できる

Q.配偶者の弟が亡くなりました。
忌引休暇は何日取得できますか？



A. 1日取得できます。

忌引の範囲と日数



終 わ り

